官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業四三）　一
〔その他告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一二六～一三二）　三
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一三三～一三五）　八
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一三六～一三八）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　四七
地方公共団体
行旅死亡人関係　四九
会社その他
会社決算公告　五三

省令

○経済産業省令第四十三号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第四条第六項の規定に基づき、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月九日

経済産業大臣　武藤　容治

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（第一種特定原産地証明書の発給）	（第一種特定原産地証明書の発給）
第六条　（略）	**第六条**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　経済産業大臣は、申請に係る物品が外国に向けて送り出された後に行われた申請に基づき第一種特定原産地証明書を発給する場合には、第一種特定原産地証明書にその旨を記入するものとする（日タイ協定に係る第一種特定原産地証明書の発給を行う場合を除く。）。	5　経済産業大臣は、申請に係る物品が外国に向けて送り出された後に行われた申請に基づき第一種特定原産地証明書を発給する場合には、第一種特定原産地証明書にその旨を記入するものとする。